株 主 各 位

東京都中央区銀座八丁目20番36号 株式会社 ム サ シ 代表取締役社長 羽 鳥 雅 孝

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年6月25日(木曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 令和 2 年 6 月 26 日 (金曜日) 午前 10 時
- 2.場 所 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル27階 大手町サンスカイルーム (会場が前回と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参 照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第99期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件

> 第99期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

<株主提案(第4号議案)>

第4号議案 自己株式取得の件

株主提案 (第4号議案) に係る議案の要領及び提案の理由は、後記「株主総会参考書類」 (44頁から45頁まで) に記載のとおりであります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

^^^^^

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.musashinet.co.jp/)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成31年4月1日から) 令和2年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いていたものの、米中貿易摩擦や英国のEU離脱等による外需減速の懸念や、中東地域の地政学リスクの高まりなどの影響に加え、会計年度末にかけて新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により先行きの不透明感が一層強まる状況で推移いたしました。

このような状況のもと当社グループでは、文書のデジタル化事業や印刷機材、及び貨幣処理機器やセキュリティ機器、紙・紙加工品などの販売に注力するほか、参議院選挙や統一地方選挙などの大型選挙をはじめ各地方選挙向け機材の販売に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当期の連結業績は、売上高375億89百万円(前年同期比1.2%増)、営業利益10億25百万円(前年同期比234.2%増)、経常利益12億28百万円(前年同期比217.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益8億65百万円(前年同期比371.6%増)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、セグメントの売上高及び営業利益はセグメント間の取引を相殺消去 しておりません。

(情報・印刷・産業システム機材)

情報・産業システム機材は、スキャナー等の電子化機器の販売が好調だったほか、業務用ろ過フィルターの販売も伸長いたしました。また、工業用検査機材の販売は概ね順調に推移いたしました。また、文書のデジタル化事業についても官公庁、民間企業からの受注とも堅調だったため、前年実績を上回りました。

印刷システム機材は、期中においては印刷材料や機器の販売とも概ね順調でしたが、年度末の需要期において新型コロナウイルス感染拡大に対するイベント自粛等により印刷物需要の消失影響を受け、印刷材料やCTP・PODなど主力の印刷機器、レーザー加工機の販売とも前年実績を下回りました。以上の結果、売上高は208億92百万円(前年同期比2.9%減)となり、利益面では印刷システム機材分野の減収が影響し、1億68百万円の営業損失(前年同期は営業損失2億16百万円)となりました。

(金融汎用・選挙システム機材)

金融汎用システム機材は、セキュリティ機器の販売は伸長したものの、主力の金融機関向け貨幣処理機器の販売が設備投資抑制により大きく低迷したため、前年実績を大幅に下回りました。

選挙システム機材は、参議院選挙や統一地方選挙などの大型選挙や、全国の地方選挙向けに、投票用紙交付機の新製品をはじめ投票用紙読取分類機や計数機などの機器販売が好調だったほか、投開票管理システムの販売も伸長したため前年実績を大幅に上回りました。

以上の結果、売上高は68億53百万円(前年同期比24.5%増)となり、営業利益は11億1百万円(前年同期比182.2%増)となりました。

(紙・紙加工品)

紙・紙加工品は、医薬品向け高機能紙器用板紙の販売は伸長しましたが、 情報用紙の販売が需要減少の影響を受けました。また、子会社エム・ビー・ エス株式会社における感圧紙等の販売がやや低調に推移いたしました。

この結果、売上高は97億32百万円(前年同期比1.6%減)と前年実績を若干下回り、利益面については減収影響により55百万円の営業損失(前年同期は営業損失24百万円)となりました。

(不動産賃貸・リース事業等)

不動産賃貸・リース事業等の業績は順調に推移し、売上高は5億48百万円 (前年同期比6.5%増)、営業利益は1億44百万円(前年同期比6.8%減)と なりました。

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

印刷業界では商業印刷、出版、事務用印刷の需要が減少している上、印刷材料を必要としないデジタル印刷機器の市場拡大によって印刷材料の需要縮小が続いているため、機器・材料の販売共に適正な利益が確保できない厳しい市場環境にあります。

よって、当社の印刷システム機材分野における収益性の改善を図るため、 市場で優位性のあるレーザー加工機や自社開発ソフトウェアの拡販に注力するとともに、ブランドオーナーに対し販売促進用印刷物やシール・ラベルの 内製化提案など販路の拡大を進めてまいります。また、環境に配慮した印刷 素材の提案や無処理型印刷材料の普及にも取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	区	分	第96期 平成28年度	第97期 平成29年度	第98期 平成30年度	第99期 (当連結会計年度) 令和元年度
売	上	高(百万円)	35, 268	37, 298	37, 135	37, 589
経	常利	益(百万円)	1, 242	1,059	387	1, 228
親分する	会社株主ルる 当期 納	こ帰属(百万円) 〔利 益(百万円)	781	742	183	865
1 当	株 当期 純	た り (円)	105. 03	99. 70	24. 66	116. 46
総	資	産(百万円)	41, 183	44, 825	44, 211	42, 905
純	資	産(百万円)	26, 860	27, 440	27, 153	27, 203

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第98期の期首から適用しており、第97期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
武蔵エンジニアリング株式会	生 95百万円	100.00%	当社取扱商品の設計・ 開発・製造
ムサシ・フィールド・サポート株式会	社 50	100.00	機器・器具の設置・保守・ 点検・修理
エム・ビー・エス株式会	生 60	100.00	情報用紙製品・OA機材の製 造・販売、産業材料製品の販売
エフ・ビー・エム株式会	生 20	100.00	印刷システム機材・OA機 器の販売
株式会社ムサシ・エービーシ	_ 20	100.00	データ入力サービス
ムサシ・イメージ情報株式会	生 50	100.00	デジタル加工・マイクロフ ィルムサービス
ムサシ・アイ・テクノ株式会	生 20	100.00	データ入力・デジタル加工・ マイクロフィルムサービス
武蔵興産株式会	生 50	100.00	不動産の賃貸業
株式会社武蔵エンタープライ	ズ 10	100.00	リース業、損害保険代理業

(7) **主要な事業内容**(令和2年3月31日現在)

当社グループは次の事業を主たる事業内容としております。

事業	主 要 取 扱 品 目
情報・印刷・産業システム機材	電子メディア・マイクロフィルム総合システムの機器・材料・情報処理サービスと保守、機能性材料の販売 印刷システム・IPS(名刺・ハガキ印刷)システムの機器・材料と保守、レーザー加工機の機器・保守 産業用検査の機器・材料と保守
金融汎用・選挙システム機材	貨幣処理・選挙・セキュリティシステムの機器及び関連機材 と保守
紙 • 紙 加 工 品	印刷・出版・情報・事務用紙、紙器用板紙、特殊紙、紙加工 品、感圧紙
不動産賃貸・リース事業等	不動産の賃貸業、リース業、損害保険代理業

(8) 主要な事業所(令和2年3月31日現在)

① 当社の本社・支店

名	称	所 在	地	名		į,	称	所 在 地
本	社	東京都『	中央区	東	関	東支	店	千葉市中央区
東京第一	支 店	東京都『	中央区	大	阪	支	店	大阪府東大阪市
東京第二	支 店	東京都『	中央区	名	古	屋支	店	名古屋市中区
紙・紙加工	事業部	東京都『	中央区	福	岡	支	店	福岡市博多区
海外営	業部	東京都『	中央区	中	兀	国 支	店	広島市中区
神 静	支 店	横浜市	西区	札	幌	支	店	札幌市北区
北関東	支 店	さいたます	方大宮区	仙	台	支	店	仙台市青葉区

② 子会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
武蔵エンジニアリング株式会社	東京都港区	ムサシ・イメージ情報株式会社	東京都江東区
ムサシ・フィールド・サポート株式会社	東京都中央区	ムサシ・アイ・テクノ株式会社	大阪府東大阪市
エム・ビー・エス株式会社	東京都中央区	武蔵興産株式会社	東京都中央区
エフ・ビー・エム株式会社	東京都千代田区	株式会社武蔵エンタープライズ	東京都中央区
株式会社ムサシ・エービーシー	東京都中央区		

(9) 使用人の状況(令和2年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
情報・印刷・産業システム機材	313(758)名	△7 (△46) 名
金融汎用・選挙システム機材	161 (5)	- (-)
紙 • 紙 加 工 品	40 (3)	△7 (2)
不動産賃貸・リース事業等	5 (-)	- (-)
全 社 (共 通)	33 (-)	△1 (-)
合 計	552 (766)	△15 (△44)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載 しております。
 - 2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門 に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

	使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
Ī			211名	,	△6名			46. 4歳	Ž			2	22. 3	3年	

(注) 使用人数は就業員数であり、出向者8名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先(令和2年3月31日現在)

特に記載すべき借入先はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(令和2年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

28,920,000株

② 発行済株式の総数

7,950,000株

③ 株主数

902名

④ 大株主(上位10名)

株主		名	持	株	数	持	株	比	率
上 毛 実 業 枯	朱 式 会	会 社		1, 388	千株			18. 80)%
ショウリン商	事株式	会 社		897				12. 15	5
株式会社ブロ	ードピ	ー ク		561				7. 60)
ムサシ社員	員 持 村	朱 会		389				5. 28	3
株式会社み	ずほ	銀行		360				4.87	7
MSCO CUSTOMER	SECURI	TIES		324		4. 40)
ムサシ	互 助	会		299				4. 0	5
日本トラスティ・サービス信託	銀行株式会社(信託口)		296				4. 02	2
小林	厚	_		237				3. 2	1
株式会社三井	住 友	銀行		190				2.57	7

- (注) 1. 当社は、自己株式を566,609株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりま す。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(令和2年3月31日現在) (※印は代表取締役)

地		位	氏		4	名	担当及び重要な兼職の状況
※取締	役会	長	小	林	厚	_	
※取締	役 社	長	羽	鳥	雅	孝	
常務	取締	役	村	田		進	役員室長兼総務部長
取	締	役	浅	JII	正	仁	第一営業本部長
取	締	役	新	妻	_	俊	東京第一支店長
取	締	役	廻		真一	郎	第二営業本部長
取	締	役	小	林	佳	典	大阪支店長
取	締	役	小	野	貢	市	経営企画本部長兼グループ企業管理室長
取	締	役	五	島	眞	_	名古屋支店長
取	締	役	山	本	義	明	財務部長
取	締	役	小	林	将	治	紙・紙加工事業部長
取	締	役	羽	鳥	智	紀	経営企画本部副本部長兼経営企画部長
取	締	役	髙	原	巨	章	税理士
常勤	監査	役	中	Ш	裕	務	
常勤	監査	役	山	村		隆	
監	査	役	安	藤	信	彦	弁護士 ホッカンホールディングス株式会社社外取締役
監	查	役	浅	野	修	_	公認会計士、税理士

- (注) 1. 令和元年6月27日開催の第98期定時株主総会において、新たに山本義明氏、小林将治 氏及び羽鳥智紀氏が取締役に、また山村隆氏が監査役に選任され、それぞれ就任いた しました。
 - 2. 令和元年6月27日開催の第98期定時株主総会終結の時をもちまして、取締役都木恒夫 氏、取締役佐々木淳氏、取締役山村隆氏、取締役栃木眞司氏及び監査役桑原弘順氏は 任期満了により、それぞれ退任いたしました。
 - 3. 取締役髙原巨章氏は、社外取締役であります。
 - 4. 監査役安藤信彦氏及び浅野修一氏は、社外監査役であります。
 - 5. 監査役浅野修一氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 取締役高原巨章氏及び監査役浅野修一氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役	17名	385百万円
(うち社外取締役)	(1)	(3)
監 査 役	5	27
(うち社外監査役)	(2)	(6)
合	22	413
(うち社外役員)	(3)	(9)

- (注) 1. 上記には、令和元年6月27日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3.報酬等の額には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

令和元年6月27日開催の第98期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・取締役4名に対し569百万円
- ・監査役1名に対し6百万円

(各金額には、上記イ.及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額450百万円が含まれております。)

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係 監査役安藤信彦氏は、ホッカンホールディングス株式会社の社外取締 役であります。当社とホッカンホールディングス株式会社との間には特 別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役髙原巨章氏は、当事業年度に開催された取締役会19回のうち12回に出席しており、社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

監査役安藤信彦氏は、当事業年度に開催された取締役会19回のうち13回に出席し、また監査役会14回のうち14回に出席しており、社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

監査役浅野修一氏は、当事業年度に開催された取締役会19回のうち13回に出席し、また監査役会14回のうち14回に出席しており、会計に関する豊富な経験に基づき社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

東陽監査法人

② 報酬等の額

	報	栅	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				27	5万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額				27	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しており ます。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任 に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は 以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務執行に関する記録は、社内規程に基づき作成・保存してお ります。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を有効に機能させるため、企業倫理の確立、情報セキュリティの確保、品質管理の徹底等を本社部門が中心となり推進するとともに、各部署がそれぞれの役割に応じて自主的に対応する体制をとっております。 実施状況については、各主管部門が継続的に監視・監督を行っており、重要な事項については、適宜取締役会への報告を行っております。

- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 月1回定期的に開催される取締役会に加え、取締役を中心に各事業担当 の幹部が出席する業務連絡会議を毎週1回開催し、業務の運営状況、予算 の進捗状況、販売先への与信管理等あらゆる面において業務執行の迅速化 と共通認識の徹底を図っております。
- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

職務の執行は、役職員が自己の分掌範囲について責任をもって行っており、特に経営上の重要な意思決定は、取締役会において検討を加え慎重に行うこととしております。

また、内部監査体制として、内部監査室が計画的に業務監査及び会計監査を実施し、会社業務の適正な運営や社内規程との整合性等を検証するとともに、不正過誤の防止、業務の改善・効率化を図っております。

法令違反等を早期に発見し、違反状態を速やかに解消するため、役職員 等が直接情報を提供する手段として、内部通報規程に基づく内部者通報制 度を運用しております。

- ⑤ 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業 集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(ハ及びニにおいて「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する 体制

グループ会社についてはグループ企業管理室が関係会社管理規程に基づき管理しており、グループ会社の事業内容は毎月報告を受けております。

- ロ 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制 グループ企業管理室が各種リスクの管理を行うとともに、重要な意思 決定については事前協議を行い、必要に応じて当社取締役会で審議を行っております。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するた めの体制

グループ会社において定期的に開催される取締役会及び重要な会議に 当社の関係役員が参加し、運営に関する共通認識の徹底を図っておりま す。

ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する ことを確保するための体制

職務の執行は、役職員が自己の分掌範囲について責任をもって行って おり、特に経営上の重要な意思決定は、当社取締役会において検討を加 え慎重に行うこととしております。

- ホ 当社内部監査室、会計監査人、監査役は、連携しグループ各社の監査 を適宜行っております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、 監査役の業務補助のための使用人を置くこととしております。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項 使用人の人事に関する事項については、監査役会と事前に協議すること としております。 ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する 事項

監査役から指示を受けた当該使用人は、その指示の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は指示した監査役に対してのみ行うこととしております。

- ⑨ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ 会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制 取締役及び使用人は、以下の事項について監査役に書面もしくは口頭 にて報告することとしております。
 - ・当社グループに著しい損害及び利益を及ぼす恐れのある事実
 - ・職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生 する可能性もしくは発生した場合の当該事実
 - ・その他社内規程に定められた報告事項 また、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する ため、取締役会等重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その 他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用 人にその説明を求めることとしております。
 - ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

グループ会社の取締役及び使用人は、グループ企業管理室に随時その 職務の執行状況及び会社に重大な影響を及ぼす事項について、その内容 を報告し、グループ企業管理室は、監査役の求めに応じて随時報告を行 うこととしております。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを 受けないことを確保するための体制

当社グループは、内部通報規程において、通報者の保護を定めております。

① 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務上必要とする費用については、会社法第388条に則り処理することとしております。

- ② その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 代表取締役との意見交換を行い適切な意思疎通を図るとともに、内部監 査室、会計監査人と十分な連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図るこ ととしております。
- ③ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制の整備状況 当社は以下のとおり「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、こ の方針に従った対応を徹底いたします。
 - ・当社は、反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
 - ・当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応する とともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
 - ・当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、公益社団 法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、公益財団法人暴力団追放運動 推進都民センター及び弁護士等との連携関係を構築します。
 - ・当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的 対応を行います。
 - ・当社は、いかなる理由があっても、事実を隠蔽するための反社会的勢力 との裏取引は絶対行いません。
 - ・当社は、反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。
 - ・当社の反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況は以下のとおりです。
 - (1) 「反社会的勢力排除に関する基本方針」において、「反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断」することを宣言しています。
 - (2) 総務部を対応部門とし、不当要求などの事案ごとに関係部門と協議し対応します。
 - (3) 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)及びその下部組織である特殊暴力防止対策協議会(特防協)に加入し、また所轄の警察署、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター及び弁護士等、外部の専門機関と連携しています。
 - (4) 特防連等が主催する講習会や情報交換会等で反社会的勢力に関する 情報を収集し、総務部で情報の一元管理を行っています。
 - (5) 「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、その内容及び特防連監修の教育・研修用ビデオにより、役職員に周知・徹底を行っています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や経営方針、予算の策定 等経営における重要な事項を決定し、月次の業績の分析、対策、評価を検 討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審 議を行いました。
- ・監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会等重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の 監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。
- ・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づ き内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取 締役会に付議した後、開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ・当社の「内部監査規程」に従い内部監査室が作成した監査計画に則り、内 部監査室が当社の業務監査及び会計監査を実施いたしました。グループ会 社の経営上の重要案件については、当社の「関係会社管理規程」に基づき、 グループ企業管理室が報告を受け、当社取締役会で審議を行いました。

連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

資 産 0	部	負 債 の 部	
科目	金額	科 目 金	額
流動資産	32, 809	流動負債 1	3, 768
現金及び預金	20, 180	支払手形及び買掛金	5, 073
受取手形及び売掛金	9, 319	電子記録債務	3, 397
商品及び製品	2, 442	短期借入金	3, 516
仕 掛 品	69	未払法人税等	291
原材料及び貯蔵品	429	賞与引当金	413
その他	404		1,076
算倒引当金 固定資産	△36 10, 095		1, 932
固 定 資 産 有形固定資産	3, 647		
建物及び構築物	1, 269	繰延税金負債	67
機械装置及び運搬具	40	退職給付に係る負債	224
土 地	1, 969	役員退職慰労引当金	971
その他	368	そ の 他	668
無形固定資産	409	負 債 合 計 1	5, 701
のれん	205	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	183	株 主 資 本 2	7, 335
そ の 他	20	資 本 金	1, 208
投資その他の資産	6, 038	資 本 剰 余 金	2, 005
投資有価証券	1,020	利 益 剰 余 金 2	4, 818
関係会社株式	473		△696
繰延税金資産	418		△132
退職給付に係る資産	940	その他有価証券評価差額金	△32
差入保証金	2, 549		
その他	813	退職給付に係る調整累計額	△99
貸倒引当金	△176		7, 203
資 産 合 計	42, 905	負債・純資産合計 4	2, 905

連結損益計算書

(平成31年4月1日から) 令和2年3月31日まで)

科	1	金	額
売 上 高			37, 589
売 上 原 価			28, 920
売 上 総 利	益		8, 669
販売費及び一般管理費			7, 644
営 業 利	益		1, 025
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配	当金	50	
持分法による投資	資利 益	43	
受 取 保 険	金	92	
雑 収	入	69	255
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	34	
貸倒引当金繰	入 額	2	
退職給付	費用	11	
雑損	失	3	52
経 常 利	益		1, 228
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売	却益	24	24
特別 損 失			
投 資 有 価 証 券 評	価 損	6	
	価 損	2	
減損損	失	64	73
税金等調整前当期系	純 利 益		1, 179
法人税、住民税及び		362	
	整額	△48	313
当 期 純 利	益		865
非支配株主に帰属する当期	用純利益		_
親会社株主に帰属する当期	月純利益		865

連結株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から) 令和2年3月31日まで)

				株	主 資	本	
		資 本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残	高	1,	208	2,005	24, 190	△576	26, 827
当 期 変 動	額						
剰余金の	記 当				△238		△238
親会社株主に帰属 当 期 純 利	属する 益				865		865
自己株式の	取 得					△119	△119
株主資本以外の項目 会計年度中の変動額	の連結 (純額)						
当期変動額	合 計		-	-	627	△119	507
当 期 末 残	高	1,	208	2, 005	24, 818	△696	27, 335

	その他の	包 括 利	益 累 計 額	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	肥 貝 生 口 司
当 期 首 残 高	214	110	325	27, 153
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△238
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				865
自己株式の取得				△119
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△247	△210	△457	△457
当期変動額合計	△247	△210	△457	50
当 期 末 残 高	△32	△99	△132	27, 203

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数

② 連結子会社の名称 武蔵エンジニアリング株式会社

9 社

ムサシ・フィールド・サポート株式会社

エム・ビー・エス株式会社 エフ・ビー・エム株式会社 株式会社ムサシ・エービーシー ムサシ・イメージ情報株式会社

武蔵興産株式会社

株式会社武蔵エンタープライズ

ムサシ・アイ・テクノ株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項 持分法適用の関連会社は株式会社ジェイ・アイ・エム

1社であり、持分法を適用していない関連会社はあり

ません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

イ. 有形固定資産

・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は

全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として

移動平均法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産 主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物

定率法

附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得 した建物附属設備及び構築物については定額法によっ

ております。

口. 無形固定資産 定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内にお

ける利用可能期間 (5年) に基づく定額法によってお

ります。

ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額

法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

口. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、それぞ れ内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連 結会計年度末までの期間に帰属させる方法について は、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残 存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法に より費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場に より円貨に換算し、換算差額は損益として処理してお ります。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却 を行っております。

⑦ 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連 結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

「受取保険金」の表示方法は、従来、連結損益計算書上、「雑収入」(前連結会計年度6百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より「受取保険金」(当連結会計年度92百万円)として表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産減価償却累計額

6,685百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

用	途	種	類	場	所	金	額
その他		のオ	ıh	東京都	中央区	64百	7万円

当社グループは、主に管理会計上の区分をグルーピングの最小単位としております。ただし、賃貸不動産及び遊休資産に関しては物件を最小の単位としてグルーピングしており、また、のれんについては原則として会社単位でグルーピングしております。

当社の連結子会社であるエム・ビー・エス株式会社について、取得時に検討した事業計画 において当初想定していた収益が見込めなくなったことから減損損失を計上しております。 回収可能価格は、事業計画を基に算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,950,000株

- (2) 配当に関する事項
 - ① 配当金支払額

決	議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
令和元年 定 時 株		普通株式	89	12.00	平成31年3月31日	令和元年6月28日
令和元年 取 締	11月12日 役 会	普通株式	148	20.00	令和元年9月30日	令和元年12月13日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決	議	予	定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令 定	口2年 時 株	6月2 主 絲	26日 会 会	普通株式	利益剰余金	110	15. 00	令和2年3月31日	令和2年6月29日

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、中・短期の資金調達 については金融機関からの借入により調達する方針です。また、デリバティブ取引につい てはヘッジ手段として用いる場合を除き原則として行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金には、顧客の信用リスクが存在しております。

有価証券及び投資有価証券は、債券及び主に業務上の関係を有する企業の株式であり、 市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、仕入先に対し仕入債務の担保として差し入れているものであります。 営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて6ヶ月以内の支払期 日であります。

借入金は、営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ、信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引関連諸規程に従い、業務管理室が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に取引先について信用状況を調査し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

連結子会社においても、当社の取引関連諸規程に準じて、管理を行っております。

ロ. 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務 状況等を把握しております。

債券は、定期的に発行体の経営成績・財務状況を把握するとともに、日本証券業協会 公表の「公社債店頭売買参考統計値」により市場価格を監視しております。

- ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 グループ各社は月次資金繰計画を作成し、これを適時に更新することにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでい るため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。((注)

2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	20, 180	20, 180	-
(2) 受取手形及び売掛金	9, 319	9, 319	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	926	926	-
資産計	30, 426	30, 426	-
(1) 支払手形及び買掛金	5, 073	5, 073	-
(2) 電子記録債務	3, 397	3, 397	-
(3) 短期借入金	3, 516	3, 516	-
(4) 未払法人税等	291	291	-
負債計	12, 278	12, 278	_
デリバティブ取引	_	_	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的は、すべて「その他有価証券」であります。

負債

- (1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(3)短期借入金、(4)未払法人税等 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していること から、当該帳簿価額によっております。
- デリバティブ取引

当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 非上場株式	567
(2) 差入保証金	2, 549
合 計	3, 116

(注) 1. (1) 非上場株式

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

2. (2) 差入保証金

償還期限の定めがなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、帳簿価額によっております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

0. 並發度推及U間別U即U可能上面的UE和以并且後U度是了是限							
	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)			
現金及び預金	20, 053	_	_	_			
受取手形及び売掛金	9, 319	_	_	_			
合 計	29, 373	_		-			

7. 賃貸等不動産に関する注記

一部の連結子会社では、東京都において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む)及びマンション(土地を含む)を有しております。令和2年3月期における当該賃貸等不動産に係る損益は98百万円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借	期末時、価		
期首残高	期中増減額	期末残高	(百万円)
731	425	1, 157	2, 676

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2. 期中増減額は、増加は賃貸用マンションの取得、減少は減価償却費であります。
 - 3. 期末時価は、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場 価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていないため、当該評価額 や指標を用いて調整した金額によっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,684円40銭

(2) 1株当たり当期純利益

116円46銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表 (令和2年3月31日現在)

資 産	かい部	負 債	の 部
科目	金額	科目	金額
流動資産	24, 381	流動負債	11, 550
現金及び預金	14, 595	電子記録債務	3, 701
受 取 手 形	3, 262	買掛金	3, 511
売 掛 金	3, 970	短期借入金	3, 466
商品	1,776	 未 払 金	216
前払費用	23	未払法人税等	114
関係会社短期貸付金	480	賞与引当金	185
その他	302		
貸倒引当金	△28	その他	354
固定資産	9, 601	固定負債	1, 146
有形固定資産	1, 939	役員退職慰労引当金	741
建物	273	そ の 他	405
建物附属設備	124	負 債 合 計	12, 697
構築物	0	純 資 産	の部
器 具 備 品 土 地	101	株主資本	21, 296
無形固定資産	1, 440 90	資 本 金	1, 208
電話加入権	16	資本剰余金	2, 005
ソフトウェア	74	 資本準備金	2, 005
投資その他の資産	7, 571	 利益剰余金	18, 779
投資有価証券	855	 利 益 準 備 金	197
関係会社株式	2, 683	その他利益剰余金	18, 582
出 資 金	7	別途積立金	15, 000
差入保証金	2, 549	繰越利益剰余金	3, 582
敷金	338		
前払年金費用	746	自己株式	△696
繰延税金資産	43	評価・換算差額等	Δ11
そ の 他	494	その他有価証券評価差額金	Δ11
貸倒引当金	△147	純 資 産 合 計	21, 285
資 産 合 計	33, 983	負債・純資産合計	33, 983

損益計算書

(平成31年4月1日から) 令和2年3月31日まで)

	科		目		金	額
売		上	高			29, 554
売	上	原	価			25, 140
	売	上 絲	総 利	益		4, 413
販	売 費 及	び一般智	管理費			3, 989
	営	業	利	益		423
営	業	外 収	益			
	受 取	利 息 及	及び配	当 金	50	
	貸倒	引 当	金戻	入額	28	
	受	取 但	呆 険	金	91	
	雑	Ц	又	入	142	313
営	業	外 費	用用			
	支	払	利	息	33	
	雑	ŧ	損	失	1	34
	経	常	利	益		702
特	別	利	益			
	投 資	有 価 記	证 券 売	却 益	24	24
特	別	損	失			
	投 資	有 価 記	证 券 評	価 損	6	
	会	員 権	評 価	損	2	8
1	税 引	前 当	期純和	利 益		718
Ì	法人税	、住民	税及び事	業税	126	
ì	法 人	税 等	調整	額	△15	111
į	当	期 純	. 利	益		606

株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から) 令和2年3月31日まで)

			ŧ	主	資	7	本	
	資本金	資本剰余金	利	益乗	自 余	金		
			利益準備金	その他利益剰余金		11 꾸 11 스 스	自己株式	株主資本合計
		資本準備金		別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 計		合 計
当 期 首 残 高	1, 208	2, 005	197	15, 000	3, 213	18, 410	△576	21, 047
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△238	△238		△238
当 期 純 利 益					606	606		606
自己株式の取得							△119	△119
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	_	_	368	368	△119	249
当 期 末 残 高	1, 208	2,005	197	15, 000	3, 582	18, 779	△696	21, 296

	評価・換算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	純資産合計
当 期 首 残 高	198	21, 246
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△238
当期純利益		606
自己株式の取得		△119
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△210	△210
当期変動額合計	△210	39
当 期 末 残 高	△11	21, 285

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に より算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の 低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設 備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内にお ける利用可能期間 (5年) に基づく定額法によってお ります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債 権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込 額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金 (前払年金費用) 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末におけ る退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上し

ております。

なお、計算の結果、当事業年度末において退職給付引 当金が借方残高となったため、「前払年金費用」とし て計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事 業年度末までの期間に帰属させる方法については、給 付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残 存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法に より費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従 業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)に よる定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業 年度から費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に 基づく期末要支給額を計上しております。

- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認職数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により 円貨に換算し、換算差額は損益として処理しておりま す。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事 業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

(損益計算書)

「受取保険金」の表示方法は、従来、損益計算書上、「雑収入」(前事業年度0百万円)に 含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より「受取保険金」(当事 業年度91百万円)として表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産減価償却累計額

2,565百万円

(2) 保証債務

関係会社に対して次のとおり債務保証を行っております。

会	社	名	金	額	内	容
ムサシ・フィールド・サポート株式会社			7百万円		仕入債務	

(3) 関係会社に対する短期金銭債権(区分表示したものを除く)

417百万円

(4) 関係会社に対する短期金銭債務

800百万円

(5) 関係会社に対する長期金銭債権

274百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高1,447百万円(2) 関係会社からの仕入高6,008百万円(3) 関係会社とのその他の営業取引306百万円

(4) 関係会社との営業取引以外の取引 97百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末における自己株式の数 普通株式 566,609株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

賞与引当金 56百万円 未払社会保険料 8百万円 試験研究費 64百万円 関係会社株式評価指 207百万円 会員権評価損 25百万円 役員退職慰労引当金 226百万円 退職給付信託 59百万円 貸倒引当金 45百万円 その他有価証券評価差額金 23百万円 その他 84百万円 繰延税金資産小計 802百万円 評価性引当額 △530百万円 271百万円 繰延税金資産合計 繰延税金負債 前払年金費用 △228百万円 繰延税金負債合計 △228百万円 繰延税金資産(負債)の純額 43百万円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額2,882円89銭(2) 1株当たり当期純利益81円65銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月8日

株式会社 ム サ シ 取 締 役 会 御中

東陽監査法人東京事務所

指定社員 公認会計士 北 島 緑 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ムサシの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムサシ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における 取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切である かどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑 義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ る場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない 場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められ

ている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務 情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書 類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単 独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月8日

株式会社 ム サ シ 取 締 役 会 御中

東陽監査法人東京事務所

指定社員 公認会計士北 島 緑 印業務執行社員

指定社員 公認会計士早 﨑 信 回

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ムサシの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示す るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算 書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般 に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を 開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における 取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するため のものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた 適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるか どうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義 を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるか どうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合 は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい

るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる 可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の 実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査 人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を 求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま す。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月12日

 株式会社 ムサシ 監査役会

 常勤監査役 中 川 裕 務 印

 常勤監査役 山 村 隆 卵

 社外監査役 安 藤 信 彦 印

 社外監査役 浅 野 修 一 卵

以上

株主総会参考書類

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化と将来の事業展開のため内部留保の充実を図ると同時に、業績の成果に応じた利益還元に努めることを基本に、当期の期末配当を次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ・期末配当に関する事項
 - ① 配当財産の種類金銭といたします。
 - ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき普通配当12円に特別配当3円を加え、合計15円 (中間配当20円を含め年間配当35円)とさせていただきたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は110,750,865円となります。
 - ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 令和2年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役中川裕務氏及び浅野修一氏は本定時株主総会の終結の時をもちまして任 期満了になりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
* 1	村 田 進 (昭和28年5月20日生)	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成27年6月 当社常務取締役 (現任)	9, 200株
* 2	赤 石 健 (昭和40年5月20日生)	平成16年4月 公認会計士登録 公認会計士赤石健事務所(現任) 平成16年7月 税理士登録 あかつき税理士法人入所 平成26年1月 あかつき税理士法人横浜事務所所 長(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 赤石健氏は社外監査役候補者であります。
 - 4. 赤石健氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選 任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 - 5. 赤石健氏は直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての 財務及び会計に関する高度な専門知識と経験を有することから、社外監査役としての 職務を適切に遂行できるものと判断し、その候補者といたしました。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任されます村田進氏及び任期満了により退任されます監査役中川裕務氏、浅野修一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会の決議に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏			名	略		歴
村	田		進	平成17年6月 当 平成27年6月 当	社取締役 社常務取締役(現在に至る)	
中	Л	裕	務	平成20年6月 当	社常勤監査役(現在に至る)	
浅	野	修	_	平成20年6月当	社監査役 (現在に至る)	

<株主提案(第4号議案)>

第4号議案は、1名の株主様からのご提案によるものであります。 取締役会としては、後述のとおり株主提案に反対いたします。 なお、議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

第4号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数61,000株、取得価格の総額100,000,000円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

市場において株価が低い評価を受けている場合には、会社は、自社株を買戻すことで、株主に投下資本回収の機会を与えるだけでなく、経営陣により「自社株が市場において不当に安い評価を受けている」との見解を示すことができます。これらを通じて、将来の企業価値の向上に資することになります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、貴社の株価は本来よりも低い評価となっています。日本経済が景気後退に直面しているとされる中、不確実性に対処しつつ経営安定性を維持するため、一定の手元資金を確保することは必要です。しかし、貴社の場合は、今後想定される資金流出を勘案しても、本提案の規模の自己株式の取得は十分可能であり、自己株式の取得が将来の企業価値向上に資することが見込まれるため、本提案を致します。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、自己株式の取得は株主還元の有用な一手段と認識しており、これまで何回か実施してまいりました。しかしながら、この実施については当社の経営計画や資本政策に基づき、業績及び事業投資の必要性や財務状況など、取り巻く環境等を総合的に勘案し、適時適切に行われることが最善であると考えております。

現時点においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響が、株式市場や当 社株価、当社業績に対し、いつまで、どの程度の大きさで継続するのか不透 明であるため、自己株式の取得については、取締役会で十分に協議の上、取 得株数の設定や実施時期等を含め当社取締役会の責任と判断のもと決定すべ きであると考えます。

従いまして、当社取締役会は本議案に反対いたします。

以上

株主総会会場ご案内図

大手町サンスカイルーム 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル27階 電話03(3270)3266



- ※JR東京駅「日本橋口」より徒歩約1分
- ※地下鉄丸ノ内線東京駅「北改札」より徒歩約7分
- ※地下鉄東西線大手町駅「東改札」より徒歩約1分

交通のご案内

- ※地下鉄半蔵門線大手町駅「大手町二丁目 方面改札」より徒歩約7分
- ※地下鉄千代田線大手町駅「大手門方面改札」より徒歩約7分
- ※地下鉄三田線大手町駅「大手町方面改 札」より徒歩約7分